

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年12月4日（平成30年（行情）諮問第550号）

答申日：令和2年10月2日（令和2年度（行情）答申第287号）

事件名：「2018年2月に公表された米国の核態勢の見直し（NPR：Nuclear Posture Review）」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる13文書（以下、順に「文書2」ないし「文書14」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が文書2及び文書10の電磁的記録を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、文書12の電磁的記録を対象として、改めて開示決定等をすべきであり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月24日付け情報公開第00972号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示決定の取消し及び電磁的記録の特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）不開示理由一覧を分かりやすく表記し直すことを求める。

不開示理由一覧で不開示とした文書とその箇所を表記しているようであるが、改行もされずに文字がつづられているので、対象文書とその箇所を理解することが困難である。

開示請求者に処分内容をあえて分かり難くしているといわざるを得ず、改めて分かりやすく整理・表記し直すことが求めるものである。

また、文書4は120枚であるにもかかわらず、不開示理由一覧では332頁まで存在を示しているのは、不開示箇所の特定に誤りがあるものと思われるので、この点からも整理・表記し直すことが求められる。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき

である。

(3) 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書の電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、平成30年2月28日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し、法11条による延長を行い、相当の部分として文書1件を特定し、部分開示とする決定を行った（平成30年5月1日付け情報公開第00127号）後、文書13件を対象文書として特定し、2件を開示、10件を部分開示、1件を不開示とする決定（原処分）を行ったが、決定の不開示理由一覧に欠落があったため、審査請求人の同意を得た上で改めて決定（平成30年11月22日付け情報公開第01106号。以下「変更決定」という。）を行った。

これに対し、審査請求人は、平成30年8月31日付けで①不開示理由一覧の改訂、②一部に対する不開示決定の取消し及び③電磁的記録についての特定を求める審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、変更決定に係る別紙の2の13文書である。

3 不開示部分について

(1) 文書3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 13（総番号、パターンコード、発受信時刻等）は現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号により不開示とした。

(2) 文書4（1頁目本文3～4行目及び14行目、2頁目件名及び本文1～2行目、11頁目件名及び本文3行目、13頁目件名及び本文3～5行目及び7～9行目、19頁目件名及び本文1～3行目、22頁目件名及び本文1～2行目、44頁目件名及び本文1～5行目、48頁目本文1～2行目、51頁目本文1～2行目、53頁目件名、54頁目1～3行目、59頁目件名及び本文1～4行目及び6行目、66頁目本文3～5行目、161頁目本文1～2行目、167頁目件名及び本文1～5行目、173頁目～186頁目、194頁目件名及び本文1～2行目、198頁目件名、199頁目本文2～3行目及び5～6行目、202頁目件名及び本文1～5行目、206頁目件名、207頁目1～2行目、211頁目件名及び本文1～2行目、224頁目8～9行目、237頁目

件名及び本文 1 行目及び 3～5 行目， 2 4 1 頁目～2 8 1 頁目， 2 8 2 頁目件名及び本文 3～5 行目， 2 8 8 頁目件名及び本文 1～4 行目， 2 9 2 頁目件名及び本文 1～5 行目， 2 9 5 頁目件名及び本文 1～2 行目， 3 1 2 頁目件名及び本文 1～2 行目， 3 1 6 頁目件名及び本文 1～7 行目， 3 2 8 頁目件名及び本文 1 行目， 3 3 0 頁目件名及び本文 1～3 行目， 3 3 2 頁目本文 3～4 行目）， 文書 5（1 頁目件名及び本文 1～2 行目， 5 頁目件名及び本文 1～1 0 行目， 1 5 頁目件名及び本文 1～2 行目， 1 9 頁目件名及び本文 1 行目）， 文書 7（1 頁目件名及び本文 1～3 行目， 4 頁目件名及び本文 3 行目， 1 0 頁目本文 3 行目左から 4 文字目以降及び 4 行目の右から 1 文字目以外， 1 7 2 頁目件名）， 文書 8（1 頁目本文 2～6 行目， 3 頁目本文 2～3 行目， 2 0 頁目本文 3 行目及び 6～7 行目， 3 2 頁目本文 2～3 行目， 3 5 頁目本文 2～3 行目， 4 0 頁目本文 2～5 行目， 4 2 頁目本文 2～3 行目及び 5～7 行目， 4 6 頁目本文 3～4 行目， 4 8 頁目件名及び本文 1 行目及び 3 行目， 5 3 頁目本文 3 行目， 5 6 頁目本文 2～4 行目， 7 0 頁目本文 1 0 行目， 7 2 頁目本文 2～3 行目， 7 4 頁目本文 3～4 行目， 8 0 頁目件名及び本文 2～4 行目， 8 2 頁目本文 1～2 行目， 8 5 頁目本文 2～3 行目， 8 7 頁目本文 2～3 行目， 8 9 頁目本文 5～6 行目， 9 2 頁目本文 1 0 行目， 9 4 頁目本文 2～3 行目， 9 6 頁目本文 3～4 行目， 9 8 頁目本文 3 行目， 1 1 0 頁目本文 5～6 行目， 1 1 3 頁目本文 2～3 行目， 1 1 5 頁目本文 1～3 行目， 1 1 6 頁目件名及び本文 2 行目 1 箇所目， 2 4 9 頁目本文 2～3 行目）， 文書 9（1 頁目件名及び本文 3～7 行目， 5 頁目件名及び本文 2 行目， 7 頁目件名及び本文 3～8 行目， 1 0 頁目～1 2 頁目， 3 3 頁目件名， 3 4 頁目件名， 3 5 頁目 1～3 行目， 3 8 頁目件名及び本文 1～3 行目， 4 0 頁目件名及び本文 1～6 行目， 4 4 頁目件名及び本文 2 行目）， 文書 1 1（1 頁目本文 3～4 行目及び 6～7 行目）は情報提供者の氏名・所属等に関する情報であり， 公にすることにより， 他国との信頼関係を損なうおそれ及び今後情報提供者からの協力を得ることが困難になり事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため， 法 5 条 3 号及び 6 号により， 不開示とした。

- (3) 文書 4， 5， 7（理由 1， 2（上記（1）及び（2）に相当。以下同じ。）以外の不開示部分）， 文書 8（理由 1， 2， 6（下記（6）に相当。）， 7（下記（7）に相当。）以外の不開示部分）， 文書 9， 1 1（理由 1， 2 以外の不開示部分）， 文書 1 4 は公開を前提としない両国外交防衛当局の事務レベルにおける意見交換を行う場であり， 不開示とした部分は， 協議の内容やこれに密接に関連する情報であって， 日米安保体制の下での米国との関係を始めとする我が国と他国との関係に関連する安全保障上の利益に関する情報で， 現時点においても， 公にするこ

とにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は関係事務に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号により、不開示とした。

- (4) 文書12は米国の政策に対する我が国の見解を記した部分であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号により、不開示とした。
- (5) 文書13は公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、それにより外務省の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条2号及び6号により、不開示とした。
- (6) 文書8(246頁目本文1行目)は個人の氏名、住所及び所属が記されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、公表慣行があるものを除き、法5条1号により、不開示とした。
- (7) 文書8(68頁目本文11行目)は他国関係者に対する我が国の見解を記した部分であり、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号により、不開示とした。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「不開示理由一覧で不開示とした文書とその箇所を表記しているようであるが、改行もされずに文字がつづられているので、対象文書とその箇所を理解することが困難である。開示請求者に処分内容をあえて分かり難くしているといわざるを得ず、改めて分かりやすく整理・表記し直すことが求めるものである。また、文書4は120枚であるにもかかわらず、不開示理由一覧では332頁まで存在を示しているのは、不開示箇所の特定に誤りがあるものと思われるので、この点からも整理・表記し直すことが求められる。」として不開示理由一覧の改訂を求めている。この点、前段に関して、決定通知書における不開示理由一覧において所定の形式に従い不開示箇所を既に具体的に特定しているため、同審査請求人の主張には理由がない。また、後段に関して、120枚というのは開示実施枚数であって不開示となった頁を含まないものであり、不開示理由一覧の頁数と合致しないのは当然であるため、同審査請求人の主張には理由がない。
- (2) 次に審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」としているが、処分庁は、上記3のとおり、対象文書の不開示理由の該当性を厳正に審査した上で変更決定を行っており、同審査請求人の主張には理由がない。
- (3) 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。」としている。本件審査請求を受け、

処分庁にて再度探索を行ったところ、別表1のとおり、変更決定において紙媒体として特定した13文書のうち、11文書については電磁的記録の保有を確認することができなかったが、2文書については電磁的記録を発見するに至ったところ、当該2文書については、電磁的記録の形態で保有している文書として改めて特定することとする。

5 結論

上記に基づき、諮問庁としては、上記4(3)で述べた2文書については電磁的記録の形態で保有されている文書として改めて特定し、その他については変更決定を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 令和2年9月7日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の2に掲げる13文書である。

審査請求人は、不開示部分の開示及び電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、上記第3の4(3)のとおり2文書の電磁的記録を追加して特定するとした上で、不開示部分は法5条1号ないし3号及び6号に該当するとして不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書(電磁的記録)の特定につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件審査請求を受け、処分庁において探索を行った結果、上記第3の4(3)のとおり、文書2及び文書10に係る電磁的記録を保有していることを確認したことから、これらの電磁的記録を新たに特定することとした。

その後、更に探索を行ったところ、文書12についても電磁的記録の保有を確認したことから、当該電磁的記録についても新たに特定することとする。

イ 文書3ないし文書9、文書11及び文書14は、いずれも外務本省と在外公館との間でやり取りされた公電であり、理由説明書(上記第3の4(3))においてその電磁的記録の保有を確認することができ

なかった旨説明したが、これは、当該システムには個々の公電を電磁的記録として取り出す機能がないため、紙媒体にて実施を行ったとの趣旨である。

ウ 文書13は、報道記事の写し等を紙媒体で収集し保存しているものであり、電磁的記録は保有していない。

- (2) 公電の電磁的記録に係る上記(1)イの諮問庁の説明に鑑みれば、処分庁が特定した公電は、いずれも電信システム内に存在する電磁的記録であると解される。また、文書13の電磁的記録を保有していないとする上記(1)ウの諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に当該文書の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として上記(1)アに掲げる3文書の電磁的記録を新たに特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において確認したところ、文書5の1枚目及び5枚目のそれぞれの件名については、変更決定においていずれも不開示とされているが、開示実施文書においてマスキングされていないことが認められた。この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、当該部分は開示することとするとの説明があったため、以下、当該部分を除く不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)の不開示情報該当性について判断する。

- (2) 本件不開示部分のうち、文書3ないし文書9、文書11、文書13及び文書14の総番号、パターンコード及び発受信時刻等は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (3) 本件不開示部分のうち、別表2に掲げる各部分には、情報提供者の氏名、所属及び肩書等の情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分のうち、別紙の3(1)に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ しかしながら、別紙の3(1)に掲げる部分は、情報提供者の属性に係る一般的な記述にすぎず、これを公にしても、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の

理由があるとは認められず、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、法5条3号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (4) 文書8の68枚目本文11行目の本件不開示部分には、他国の関係者に対する我が国政府部内の見解に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (5) 文書8の246枚目本文1行目の本件不開示部分には、外国政府職員の氏名及び肩書が記載されていることが認められる。

ア 外国政府職員の氏名の公表慣行について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、局長級以上の職員の場合には公表慣行があるものとして扱っているが、それ以外の場合には不開示としているところ、当該外国政府職員は局長級以上の職員には該当しないことから不開示としたとの説明があった。

イ 上記アの諮問庁の説明を踏まえ検討すると、当該部分に記載の個人の氏名及び肩書については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、個人識別部分に該当するため、法6条2項による部分開示の余地はないことから、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (6) 別紙の3(2)に掲げる文書12の本件不開示部分には、米国の「核態勢の見直し(2018NPR)」につき、従前の「2010NPR」と比較した結果が記載されていることが認められる。

当該部分は、事実関係についての一般的な記述にすぎず、これを公にしても、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

- (7) 別紙の3(3)に掲げる文書13の本件不開示部分(上記(2)に掲げる部分を除く)には、特定法人が提供する報道記事に係る数字及び記号等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示としたことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から以下のとおり説明があった。

当該部分には、外務省が報道記事のクリッピング業務を委託する特定法人が個別に使用する記号等が記載されており、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害

するおそれがあること、また、当該法人との信頼関係が損なわれる結果、当該業務の受託を断られるなど、外務省の情報収集活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ しかしながら、当審査会事務局職員をして当該法人のウェブサイトを確認させたところ、当該部分と同様の数字及び記号等が配信イメージとして掲載されていることが認められたため、この点につき当審査会事務局職員をして改めて諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、当審査会の指摘を踏まえて改めて検討した結果、当該部分を開示することとしても特定法人の業務等に支障を生じないと考えるとの説明があった。

これに鑑みれば、当該部分は、これを公にしても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、外務省が行う外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、法5条2号イ及び同条6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(8) 本件不開示部分のうち、上記(2)ないし(7)に掲げる部分を除く部分には、米国の核態勢の見直しに係る両国政府間のやり取り及び関係各国等から入手した情報等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が文書2及び文書10の電磁的記録を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、外務省において、本件対象文書及び当該電磁的記録の外に開示請求の対象として特定すべき文書として、文書12の電磁的記録を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分

は、同条2号イ、3号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

1 本件請求文書

「2018年2月に公表された米国の核態勢の見直し（NPR：Nuclear Posture Review）」に関し、外務省が作成又は取得した文書。

2 本件対象文書

文書2 ブルッキングス報告書

文書3 米国の拡大抑止政策（ペイン元国務次官補代理らによる報告書の公表）

文書4 有識者との意見交換

文書5 NPRに関する意見交換

文書6 NPR開始

文書7 2018NPR公表

文書8 各国反応

文書9 その他反応

文書10 想定

文書11 大臣談話への反応

文書12 大臣説明用資料

文書13 報道等

文書14 NPRに関する公電

※ 文書番号は、原処分に係る行政文書開示決定等通知書の別紙の番号に合わせたものである。

3 開示すべき部分

(1) 文書4の295枚目の件名

(2) 文書12の全て

(3) 文書13の総番号、パターンコード及び発受信時刻等を除く全ての部分

別表 1

審査請求対象文書（変更決定において紙媒体で特定した文書（計 13 文書））及び理由説明書にいう再探索後の当該文書の媒体の種類（電磁的記録・紙媒体の別）

文書	行政文書の名称等	電磁的記録／紙
2	ブルッキングス報告書	電磁的記録
3	米国の拡大抑止政策（ペイン元国務次官補代理らによる報告書の公表）	紙
4	有識者との意見交換	紙
5	N P R に関する意見交換	紙
6	N P R 開始	紙
7	2018 N P R 公表	紙
8	各国反応	紙
9	その他反応	紙
10	想定	電磁的記録
11	大臣談話への反応	紙
12	大臣説明用資料	紙
13	報道等	紙
14	N P R に関する公電	紙

別表 2

文書番号	頁	本件不開示維持部分
文書 4	1 枚目	本文 3 行目, 4 行目及び 1 4 行目
	2 枚目	件名並びに本文 1 行目及び 2 行目
	1 1 枚目	件名及び本文 3 行目
	1 3 枚目	件名並びに本文 3 行目ないし 5 行目及び 7 行目ないし 9 行目
	1 9 枚目	件名及び本文 1 行目ないし 3 行目
	2 2 枚目	件名並びに本文 1 行目及び 2 行目
	4 4 枚目	件名及び本文 1 行目ないし 5 行目
	4 8 枚目	本文 1 行目及び 2 行目
	5 1 枚目	本文 1 行目及び 2 行目
	5 3 枚目	件名
	5 4 枚目	1 行目ないし 3 行目
	5 9 枚目	件名並びに本文 1 行目ないし 4 行目及び 6 行目
	6 6 枚目	本文 3 行目ないし 5 行目
	1 6 1 枚目	本文 1 行目及び 2 行目
	1 6 7 枚目	件名及び本文 1 行目ないし 5 行目
	1 7 3 枚目ないし 1 8 6 枚目	全部
	1 9 4 枚目	件名並びに本文 1 行目及び 2 行目
	1 9 8 枚目	件名
	1 9 9 枚目	2 行目, 3 行目, 5 行目及び 6 行目
	2 0 2 枚目	件名及び本文 1 行目ないし 5 行目
	2 0 6 枚目	件名
	2 0 7 枚目	1 行目及び 2 行目
	2 1 1 枚目	件名並びに本文 1 行目及び 2 行目
	2 2 4 枚目	本文 8 行目及び 9 行目
	2 3 7 枚目	件名並びに本文 1 行目及び 3 行目ないし 5 行目
	2 4 1 枚目ないし 2 8 1 枚目	全部
	2 8 2 枚目	件名及び本文 3 行目ないし 5 行目
	2 8 8 枚目	件名及び本文 1 行目ないし 4 行目
	2 9 2 枚目	件名及び本文 1 行目ないし 5 行目

	2 9 5 枚目	件名並びに本文 1 行目及び 2 行目
	3 1 2 枚目	件名並びに本文 1 行目及び 2 行目
	3 1 6 枚目	件名及び本文 1 行目ないし 7 行目
	3 2 8 枚目	件名及び本文 1 行目
	3 3 0 枚目	件名及び本文 1 行目ないし 3 行目
	3 3 2 枚目	本文 3 行目及び 4 行目
文書 5	1 枚目	本文 1 行目及び 2 行目
	5 枚目	本文 1 行目ないし 1 0 行目
	1 5 枚目	件名並びに本文 1 行目及び 2 行目
	1 9 枚目	件名及び本文 1 行目
文書 7	1 枚目	件名及び本文 1 行目ないし 3 行目
	4 枚目	件名及び本文 3 行目
	1 0 枚目	本文 3 行目 4 文字目以降及び 4 行目 (右から 1 文字目を除く)
	1 7 2 枚目	件名
文書 8	1 枚目	本文 2 行目ないし 6 行目
	3 枚目	本文 2 行目及び 3 行目
	2 0 枚目	本文 3 行目, 6 行目及び 7 行目
	3 2 枚目	本文 2 行目及び 3 行目
	3 5 枚目	本文 2 行目及び 3 行目
	4 0 枚目	本文 2 行目ないし 5 行目
	4 2 枚目	本文 2 行目, 3 行目及び 5 行目ないし 7 行目
	4 6 枚目	本文 3 行目及び 4 行目
	4 8 枚目	件名並びに本文 1 行目及び 3 行目
	5 3 枚目	本文 3 行目
	5 6 枚目	本文 2 行目ないし 4 行目
	7 0 枚目	本文 1 0 行目
	7 2 枚目	本文 2 行目及び 3 行目
	7 4 枚目	本文 3 行目及び 4 行目
	8 0 枚目	件名及び本文 2 行目ないし 4 行目
	8 2 枚目	本文 1 行目及び 2 行目
	8 5 枚目	本文 2 行目及び 3 行目
	8 7 枚目	本文 2 行目及び 3 行目
	8 9 枚目	本文 5 行目及び 6 行目
	9 2 枚目	本文 1 0 行目
9 4 枚目	本文 2 行目及び 3 行目	

	9 6 枚目	本文 3 行目及び 4 行目
	9 8 枚目	本文 3 行目
	1 1 0 枚目	本文 5 行目及び 6 行目
	1 1 3 枚目	本文 2 行目及び 3 行目
	1 1 5 枚目	本文 1 行目ないし 3 行目
	1 1 6 枚目	件名及び本文 2 行目 1 文字目ないし 3 0 文字目
	2 4 9 枚目	本文 2 行目及び 3 行目
文書 9	1 枚目	件名及び本文 3 行目ないし 7 行目
	5 枚目	件名及び本文 2 行目
	7 枚目	件名及び本文 3 行目ないし 8 行目
	1 0 枚目ないし 1 2 枚目	全部
	3 3 枚目	件名
	3 4 枚目	件名
	3 5 枚目	1 行目ないし 3 行目
	3 8 枚目	件名及び本文 1 行目ないし 3 行目
	4 0 枚目	件名及び本文 1 行目ないし 6 行目
	4 4 枚目	件名及び本文 2 行目
文書 1 1	1 枚目	本文 3 行目, 4 行目, 6 行目及び 7 行目